（裁判長の令状の記載要件等・法第六十九条）

第七十一条　裁判長は、法第六十九条の規定により召喚状、勾引状又は勾留状を発する場合には、その旨を令状に記載し、又は記録しなければならない。

（勾引状、勾留状の原本等の送付・法第七十条等）

第七十二条　検察官の指揮により勾引状又は勾留状を執行する場合には、これを発した裁判所又は裁判官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを検察官に送付しなければならない。

一　勾引状又は勾留状が書面である場合　勾引状又は勾留状の原本

二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合　勾引状又は勾留状

2　前項（第二号に係る場合に限る。）の規定による送付は、勾引状若しくは勾留状を裁判所の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて検察官の使用に係る電子計算機に送信する方法又は勾引状若しくは勾留状を記録した記録媒体を検察官に送付する方法によりしなければならない。

（勾引状等の数通交付）

第七十三条　勾引状又は勾引状に代わるもの（これらが書面である場合に限る。）は、数通を作り、これらを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

（勾引状又は勾留状を示す措置・法第七十三条）

第七十三条の二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合にあつては、これらを執行するには、被告人に対し、勾引状又は勾留状に記録された事項及び法第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）（法第六十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置に係る裁判長又は裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

（勾引状、勾留状の謄本等の被告人への提供の請求等）

第七十四条　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの被告人への提供を請求することができる。

一　勾引状又は勾留状が書面である場合　勾引状又は勾留状の謄本

二　勾引状又は勾留状が電磁的記録である場合　勾引状又は勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状又は勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを提供するものとする。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを提供するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めがあつたとき　次のイに掲げるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、次のイ及びロに掲げるもの）

イ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるもの

(1)　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本

（裁判長の令状の記載要件・法第六十九条）

第七十一条　裁判長は、法第六十九条の規定により召喚状、勾引状又は勾留状を発する場合には、その旨を令状に記載しなければならない。

（勾引状、勾留状の原本の送付・法第七十条）

第七十二条　検察官の指揮により勾引状又は勾留状を執行する場合には、これを発した裁判所又は裁判官は、その原本を検察官に送付しなければならない。

［新設］

（勾引状等の数通交付）

第七十三条　勾引状又は勾引状に代わるものは、数通を作り、これを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

［新設］

（勾引状、勾留状の謄本の被告人への交付の請求等）

第七十四条　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、その謄本の被告人への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

［新設］